

# 田川市新型コロナウイルス感染症対策「家賃軽減支援金」 【交付要綱】

## 1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上の急減に直面する事業者の皆さまの事業継続を下支えするため、国の「家賃支援給付金」及び「福岡県家賃軽減支援金」の支給決定を受けた田川市内の事業者の皆さまに、福岡県の給付対象となった福岡県内に所在する建物・土地の家賃・地代（賃料）について、本市が上乗せして「家賃軽減支援金」を給付します。

## 2 給付要件

下記のすべてに該当する法人及び個人事業者

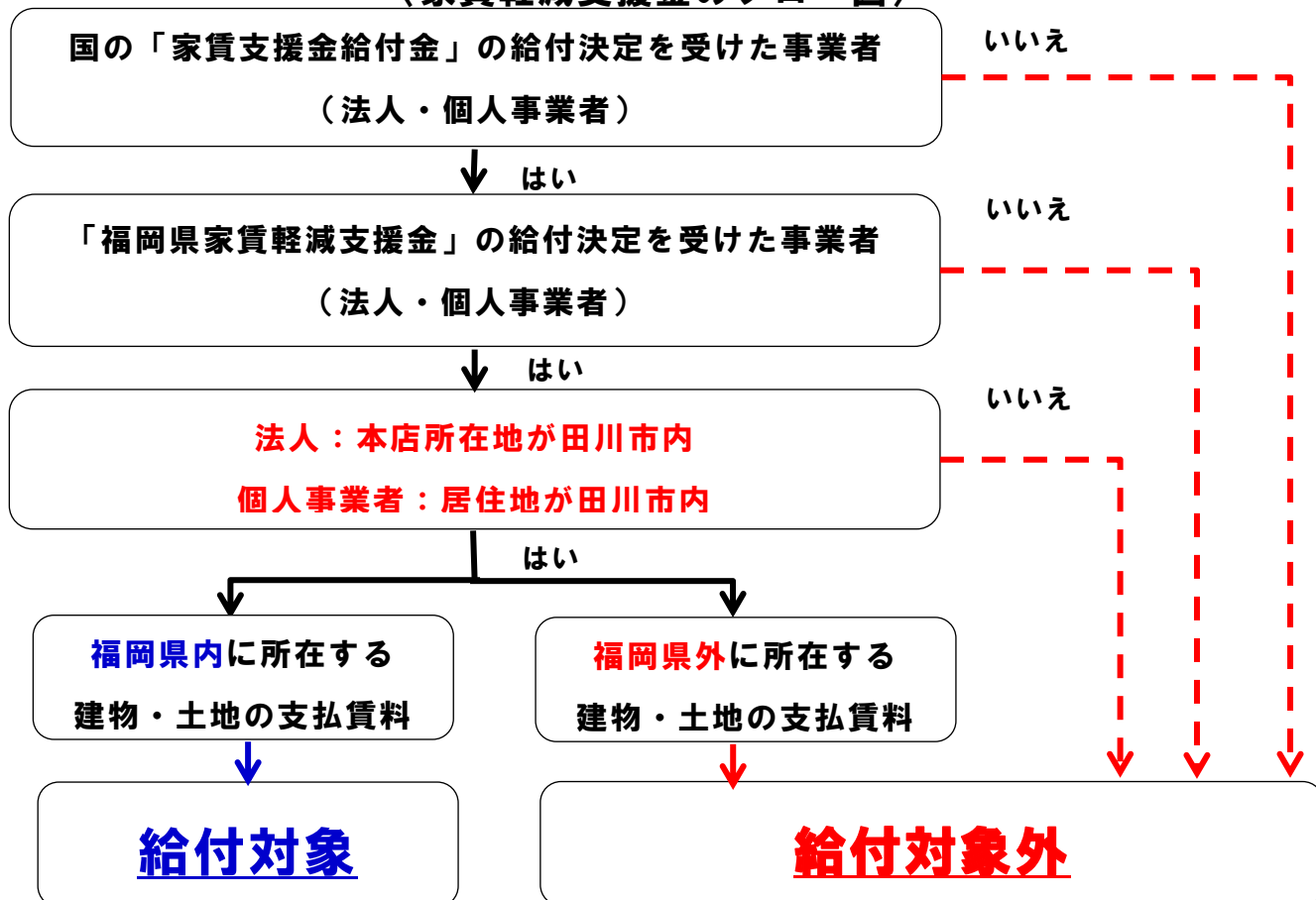
- (1) 国の「家賃支援給付金」及び「福岡県家賃軽減支援金」の給付決定を受けている。
- (2) 申請の対象となる賃料が「福岡県家賃軽減支援金」の給付決定の対象となった賃料である。
- (3) 法人の方は、「福岡県家賃軽減支援金」給付決定時において、本店所在地が田川市内である。

個人事業者の方は、「福岡県家賃軽減支援金」給付決定時において、居住地（住民票の住所）が田川市内である。（事業所の所在地は市内外を問いません。）

※福岡県から提供されるデータ（給付決定時データ）を基に審査を行います。

- (4) 申請の対象となる支払賃料が福岡県内に所在する建物・土地の賃料である。

### 〈家賃軽減支援金のフロー図〉



### **3 支給額**

「福岡県家賃軽減支援金」の給付金額と同額

※北九州市内の休業協力要請に応じた事業者に対する特例加算も含む

### **4 申請受付期間**

令和2年10月1日（木曜日）から令和3年3月15日（月曜日）まで

### **5 申請書類**

(1) 申請に必要な書類等

別表「申請書類の一覧表」のとおり

(2) 申請書類等の入手方法

ア 市のホームページから入手することができます。

イ 田川市役所3階産業振興課に設置しております。

### **6 申請方法**

(1) 申請書類の提出

別表「申請書類の一覧表」で規定する申請書類を提出してください。必要に応じて追加書類の提出や説明を求めることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

(2) 申請受付方法

持参又は郵送で田川市役所産業振興課（3階）まで提出してください。郵送の場合は、次の宛先にレターバックや簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送ください。

なお、令和3年3月15日（月曜日）までの消印を有効とします。

#### **〈申請書類の送付先〉**

**〒825-8501**

**福岡県田川市中央町1番1号 田川市建設経済部産業振興課  
家賃軽減支援金申請受付**

**※ 申請者の住所及び氏名を必ずご記入ください。**

※ 書類の記入にあたっては、消せるボールペン等は使用しないでください。

## **7 宣誓事項**

「申請書兼誓約書」に記載している全てについて宣誓した方でなければ、支援金を給付しません。

## **8 支援金の給付及び結果通知**

申請書類を受領後、その内容を審査し、適正と認められる場合は支援金を給付します。申請に誤りが無ければ2週間程度で給付することとします。提出書類に不足等がある場合は、支援金の支給決定まで時間を要することがありますのであらかじめご了承ください。

なお、審査の結果、本支援金を支給する旨を決定した時は、電話連絡の上、本支援金の振込をもって通知に代えることとします。（書面で通知が必要な場合はお申し出ください。）また、本支援金を支給しない旨の決定をしたときは、後日不支給に関する通知を発送いたします。

## **9 問合せ先**

ご不明な点があれば、下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】	田川市建設経済部産業振興課企業雇用商工係 (電 話) 0947-85-7145 (直通) (受付時間) 平日 午前8時30分から午後5時まで
--------	--